

安全管理規程

美浜町

目次

第 1 章	総則
第 2 章	経営の責任者の責務
第 3 章	安全管理の組織
第 4 章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
第 5 章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
第 6 章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
第 7 章	安全管理規程の変更
第 8 章	運航計画、配船計画及び配乗計画
第 9 章	運航の可否判断
第 10 章	運航に必要な情報の収集及び伝達
第 11 章	輸送に伴う作業の安全の確保
第 12 章	輸送施設の点検整備
第 13 章	その他の事故の処理
第 14 章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等
第 15 章	雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営の責任者が定める明確な安全方針に基づき、職員に安全最優先意識の徹底を図り、全職員がこれを徹底して実行すべく、使用する船舶の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって職員一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
1	安全管理体制	経営の責任者により、安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
2	経営の責任者	事業者において最高位で指揮し、経営の責任を負う者（最高経営責任者）
3	安全方針	経営の責任者がリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための意図及び方向性
4	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
5	安全統括管理者	経営の責任者が選出した輸送の安全を確保するための管理業務を統括する者
6	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者
7	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者
8	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
9	運航計画	起終点、航行経路、航海速力、運航回数に関する計画
10	配船計画	旅客の需要に見合う配船、入渠、予備船の投入等に関する計画
11	配乗計画	乗組員の編成及び配員に関する計画
12	発航	現在の停泊場所を解らんして目的の航行を開始すること。
13	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること。
14	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港（着岸）」を行うこと。
15	反転	目的の航行の継続を中止し、発航地点へ引返すこと。
16	気象・水象・海象	風速（1分間の平均風速）、視程（目標を認めることのできる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
17	運航基準図	航行経路（起終点、針路、変針点等）、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
18	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端まで含む

19	陸上	船舶上以外の場所。ただし、陸上施設の区域内に限る。
20	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
21	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）旅客待合室等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設

（運航基準、作業基準及び事故処理基準）

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準及び事故処理基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

第2章 経営責任者の責務

（経営の責任者の主体的関与）

第4条 船舶による輸送の安全の確保のため、経営の責任者は次に掲げる事項について主体的に関与し、安全管理体制を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全管理体制を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること。
- (6) 安全管理体制の見直し

（経営の責任者の責務）

第5条 経営の責任者は、確固たる安全管理体制に実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営の責任者は、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

（安全方針）

第6条 経営の責任者は、安全管理にかかわる全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るため、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び規程の遵守と安全最優先の原則
 - (2) 安全管理体制の継続的改善
- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営の責任者の率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は必要に応じて見直しを行う。

（安全重点施策）

第7条 安全方針に沿って、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門がそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策は、毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり、安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

安全統括管理者 1人
運航管理者 1人
運航管理補助者 5人

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営の責任者は、海上運送法施行規則第22条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営の責任者は、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第22条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営の責任者は、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により、職務を引続き行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営の責任者は、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 経営の責任者は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、運航管理補助者を運航管理者代行に指名しておくものとする。

2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2 安全統括管理者がその職務をとることができないときは、経営の責任者がその職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として美浜町レイクセンター事務所（以下「事務所」という。）に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは、運航管理補助者と常時連絡できる体制にしなければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。

（運航管理補助者の勤務体制）

第15条の2 運航管理補助者は、事務所の管理する区域に船舶が就航している間は、原則として事務所に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、全ての運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

（安全統括管理者の職務及び権限）

第16条 安全統括管理者の職務及び権限は次のとおりとする。

- (1) 安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全管理体制の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無を経営の責任者へ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を職員へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

（運航管理者の職務及び権限）

第17条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
 - (2) 船舶の運航に関し、輸送の安全を図ること。
 - (3) 運航管理補助者を指揮監督すること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

（運航管理補助者の職務）

第18条 運航管理補助者は、運航管理者を補佐し、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従い、その職務を代行するものとする。

- 2 運航管理補助者は、船舶の運航管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。
- (1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害する恐れのある物品の取扱いに関する作業の実施
 - (2) 陸上における旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際における作業の実施
 - (3) 陸上施設の点検及び整備
 - (4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第7章 安全管理規程の変更

（安全管理規程）

第19条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、組織又は使用船舶の変更等、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に

留意し、当該事項に変更を生じたときは遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

- 2 経営の責任者は、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第20条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は、使用船舶の性能、航路の交通状況及び久々子湖・水月湖・菅湖等の自然的性質等について、その安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第21条 船舶所有者等が配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員の過労になることはないか、航路に精通した乗組員が乗組むこととなっているか、小型船舶にあつては、乗組員が船員法第118条の4又は第118条の5第1項の規定による特定教育訓練を終了しているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第22条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時変更する必要がある場合、前2条に準じ運航管理者がその安全性を確認するものとする。

- 2 船舶又は陸上施設の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、船長及び運航管理者は協議により運航中止等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。
- 3 第1項により変更された運航計画又は配船計画は、計画が使用されなくなった日から1年間保存すること。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第23条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象・水象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

- 2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
- 3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長から求めがある場合には、第27条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。
- 4 第2項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかにその旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 7 運航中止の措置をとるべき気象・海象・水象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第24条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の

連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は着岸を促し若しくは指示してはならない。

(経営の責任者又は安全統括管理者の指示)

第25条 経営の責任者又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航を中止するおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

- 2 経営の責任者又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
- 3 経営の責任者又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡があった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航の可否判断の記録)

第26条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断(判断に至った気象・海象・水象(風速、視程及び波高)情報を含む)、運航中止の措置及び協議の結果等を記録し、最後に記録された日から1年間保存しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第27条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象・水象に関する情報
- (2) 久々子湖・水月湖・菅湖等の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 乗船した旅客数
- (5) 乗船待ちの旅客数
- (6) その他、航行の安全の確保のための必要な事項

(船長の措置)

第27条の2 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前点検を終え出航するとき。
 - (2) 入港するとき。
 - (3) 事故処理基準に定める事故が発生したとき。
 - (4) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき。
- 2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
 - (1) 気象・海象・水象に関する情報
 - (2) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第28条 運航管理者は、船長と協議して運航基準に定める事項を記載した運航基準図を作成し、運航基準図を船舶及び事務所に備える。

- 2 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。
- 3 第1項により作成された運航基準図は、運航基準図が使用されなくなった日から1年間保存すること。

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(危険物等の取り扱い)

第29条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第30条 旅客の乗下船及び船舶の離着岸時の作業については、作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第31条 船長は、発航前に点検箇所、点検要領を定めた点検簿を作成し、同点検簿に従って発航前点検を行わなければならない。

2 発航前点検を実施したときは、その結果を記録し、1年間保存すること。

(船内点検)

第32条 船長は、航海中、船内の状況に留意し、直接状況を見られない場所その他必要と認める場所については乗組員に点検させるものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第33条 運航管理者及び船長は、作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第34条 安全統括管理者は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間いかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。

3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間いかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。

4 アルコール検査等を実施したときは、その結果を記録し、1年間保存すること。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第35条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第36条 船長は、船舶の船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前点検を実施した事項については点検を省略することができる。

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

3 船舶の点検整備を行ったときは、その結果を記録し、1年間保存する。

(陸上施設の点検整備)

第37条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて、毎日1回以上、係留施設（浮き栈橋、岸壁ビット、防舷材）、乗降用施設（タラップ、歩み板）、転落防止施設（ハンドレール、チェーン）等について点検し、異常のある個所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知してその修復を求めるものとする。

2 陸上施設の点検整備を行ったときは、その結果を記録し、1年間保存する。

第13章 その他の事故の処理

（事故処理にあたっての基本的態度）

第38条 事故処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先すること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭に置き措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応処置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上作業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

（船長のとるべき措置）

第39条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び警察署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。なお、電話（衛星・携帯）がある場合は、併せて「110番」へ通報しなければならない。

（運航管理者がとるべき措置）

第40条 運航管理者は事故が発生したとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置を講ずるとともに、安全統括管理者等へ速報しなければならない。

第41条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡により事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営の責任者へ速報しなければならない。

2 経営の責任者及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、運航再開前に適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

（事故の処理）

第42条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

（通信の優先処理）

第43条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

（関係官署への報告）

第44条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び警察署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

（事故の原因等の調査）

第45条 経営の責任者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第46条 安全統括管理者及び運航管理者は運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を行う者に対し、安全管理規程（運航基準及び作業基準、事故処理基準を含む。）、船員法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 安全統括管理者及び運航管理者は、事故等発生した場合は、遅滞なく、乗組員等に対し事故等の再発防止に向けた安全教育を実施するとともに、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(訓練)

第47条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営の責任者の支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上これを実施しなければならない。訓練は、全体的体制で処理する事故を想定した実践的なものとする。

2 訓練の前後には打ち合わせを行い、特記事項があれば経営の責任者へ意見を具申する。

(記録)

第48条 運航管理者及び船舶所有者等は、前2条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録し、3年間保存する。

(内部監査及び見直し)

第49条 内部監査を行う者は、経営の責任者の支援を得て関係者ととも年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況のほか、安全マネジメント体制全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には速やかに実施する。

2 内部監査にあたっては、経営の責任者は、その重要性を職員に周知徹底する。

3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント体制の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。

4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録し、3年間保存する。

5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者が業務監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント体制については、監査の客観性を確保するため、業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雑則

(安全管理規程等の備付け等)

第50条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む。）及び運航基準を船舶、事務所その他必要と認められる場所に容易に閲覧できるよう備え付けなければならない。

2 安全マネジメント体制を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第51条 安全統括管理者は、パソコン等を活用した輸送の安全の確保に関する情報の

- データベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。
- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営の責任者へ直接上申する手段を用意する。
 - 3 安全統括管理者は前項の上申又はその他の手段により得られた安全にかかる意見の把握に努め、その検討、実現反映状況等について職員に周知する。
 - 4 安全統括管理者は、次に掲げる輸送の安全に係る情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。
 - (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
 - (2) 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況
 - (3) 安全管理規程（運航可否判断のフロー図を含む。）
 - (4) 安全統括管理者、運航管理者に係る情報（特定の個人を識別することができる情報を除く。）
 - 5 安全統括管理者は、毎事業年度の経過後100日以内に、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、遅滞なく、その内容を運輸局等に報告する。
 - (1) 事業の用に供する船舶ごとの救命設備及び通信設備の搭載の状況その他の事業の用に供する船舶に係る情報
 - (2) 事業の用に供する船舶の事故に係る情報
 - 6 安全統括管理者は、前2項に規定する事項のほか、行政処分（輸送の安全の確保に関する命令等）を受けたときは、当該処分の内容並びに当該処分の事由となった事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

附 則

この規程は、令和7年11月1日より実施する。

運 航 基 準

美浜町

目 次

- 第 1 章 目的
- 第 2 章 運航中止条件
- 第 3 章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、水月湖横断航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航中止条件

(発航の可否判断)

第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地及び航行予定の水域上の気象・海象・水象（風速、視程及び波高）に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

発着栈橋	風速	波高	視程
美浜町レイクセンター栈橋	6 m/s 以上	0.8 m 以上	300 m 以下
水月花栈橋	6 m/s 以上	0.8 m 以上	300 m 以下

- 2 船長及び運航管理者は、発航予定時刻の30分前時点に、前項の気象・海象・水象に関する情報や予報について次に掲げるとおり入手すること。情報及び予報の入手は、インターネット・テレビ・ラジオ等による周遊航路水域及び発着水域の風速、波高、目視による水位、視程等、情報を入手する。
- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止を決定し、旅客の下船その他の適切な措置をとること。
- 4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象・水象に関する情報や予報の他、漁業者が発航を見合わせている場合で、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止すること。

(基準航行の中止条件等)

第3条 基準航行を中止する条件は、基準航行を継続した場合に、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあるとき、搭載貨物の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあるとき並びに、航行予定の水域上の気象・海象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

発着栈橋	風速	波高	視程
美浜町レイクセンター栈橋	6 m/s 以上	0.8 m 以上	300 m 以下
水月花栈橋	6 m/s 以上	0.8 m 以上	300 m 以下

- 2 船長及び運航管理者は、担当船舶の航行中、常時、前項の気象・海象・水象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。情報及び予報の入手は、インターネット・テレビ・ラジオ等により周遊航路水域及び発着地水域の風速、波高、目視による水位、視程等、情報を入手する。
- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに基準航行中止を決定し、反転、避難、その他の適切な措置をとること。

(着岸中止条件)

第4条 航行中に着岸を中止すべき条件は、着岸予定棧橋の気象・海象・水象に関する情報が、次の条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

発着棧橋	風速	波高	視程
美浜町レイクセンター棧橋	6 m/s 以上	0.8 m 以上	300 m 以下
水月花棧橋	6 m/s 以上	0.8 m 以上	300 m 以下

2 船長及び運航管理者は、航行中の担当船舶の着岸予定時刻10分前時点に、前項の気象・海象・水象に関する情報について、次に掲げるとおり入手すること。

地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
美浜町レイクセンター棧橋 水月花棧橋	インターネット・テレビ・ラジオ		目視

3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、担当船舶の着岸中止を決定し、適宜の水域で錨泊その他適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断の手順図)

第4条の2 本章各条に規定する運航の可否判断の手順をまとめた図は別紙のとおりとする。

(運航の可否判断等の記録)

第4条の3 運航管理者及び船長は、運航の可否判断(判断に至った気象・海象・水象(風速、視程及び波高)情報を含む。)、運航中止の措置及び協議の内容を運航管理日誌に記録し、最後に記録された日から1年間保存するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における反転、避難、錨泊の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時(運航日毎等)まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(運航の基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 基準経路(発着場の位置、針路、変針点等)
- (2) 地形、水深、潮(水)流等から、航行上、特に留意すべき箇所
- (3) その他航行の安全を確保するため必要な事項

(基準図等)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	C o o t		G r e b e	
	速力	毎分機関回転数	速力	毎分機関回転数
微速	3ノット	500rpm	4ノット	500rpm
半速	5ノット	900rpm	6ノット	750rpm
最大速力	7ノット	1200rpm	10ノット	1260rpm
航海速力	6ノット	1000rpm	7ノット	870rpm

2 船長は、速力基準表を船内に掲示しなければならない。

(特定地の航法) 図-1

第8条 浦見川の航法

- (1) 右側通行を原則とする。
- (2) 流れがある場合は、流れにのった船舶が優先する。
- (3) 優先する船舶は、対向船の有無にかかわらず方向指示灯を点滅して航行し対抗船がこれを発見したら、直ちに確認のため同様に点滅する。
- (4) 行き違いできない場所では、流れに向かう船舶が待避する。
- (5) 2隻以上の船舶が縦隊で航行する場合は、船舶間の距離を30m以上あける。
- (6) 他船の汽笛を聞いた場合、自船も直ちに同一の汽笛で合図を鳴らさなければならない。
- (7) 浦見川を航行する船舶は、他船や浮遊物に常に注意しなければならない。
- (8) 浦見川を航行する船舶は、浦見川の所定の位置に設置されている航行監視システム表示板に表示される指示に従い運航するものとする。

(通常連絡等)

第9条 船長と運航管理者との間で常時連絡をとるための通信手段は、次の方法による。

区分	連絡方法
通常の場合及び緊急の場合	携帯電話 (Docomo) 又は航行監視システム利用

(機器点検)

第10条 船長は、栈橋着岸前、栈橋手前100m着岸栈橋地の状況に応じ安全な水域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も離着岸を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第11条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合、その内容を運航管理日誌等に記録し、1年間保存するものとする。

作 業 基 準

美浜町

目 次

- 第 1 章 目的
- 第 2 章 作業体制
- 第 3 章 危険物等の取扱い
- 第 4 章 乗下船作業
- 第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、水月湖横断航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理補助者又は陸上作業員は、陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の網取り及び網放し等の作業を実施する。

2 船長は船内作業員を指揮して、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

(1) 陸上作業

①乗下船する旅客の誘導 旅客誘導係 (2人)

②船舶の離着岸の網取り、網放し (2人)

(2) 船内作業

①乗下船する旅客の誘導 旅客誘導係 (1人)

3 運航管理補助者は、作業現場にあっては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業の指揮)

第3条 運航管理補助者は、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を実施する。

(1) 乗船待機中の旅客の整理

(2) 乗下船する旅客の誘導

(3) 船舶の離着岸時の網取り、網放し

(4) その他旅客の乗下船に関する作業

第3章 危険物の取扱い

(危険物の取扱い)

第4条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行い、運送は行わないものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他、旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

3 陸上作業員又は船内作業員は旅客の手荷物及び小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要措置を講ずるものとする。

4 船長及び陸上作業員は前3項の処置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(旅客の乗船作業)

第5条 旅客の乗船は、原則として離岸10分前とする。

2 離岸10分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、運航管理補助者に旅客の乗船を開始するよう合図する。

3 運航管理補助者は、旅客を乗船口に誘導する。

4 運航管理補助者及び船内作業員は、乗船旅客数(幼児を含む。)を把握し、旅客定員を

超えていないことを確認して、船内作業員は乗船旅客数を船長に報告する。

(離岸作業)

第6条 運航管理補助者は、離岸時刻3分前になったときは、見送人等が離岸作業により危害を受けないように退避させ船長の指示により迅速、確実に係留策を放す。

(着岸作業)

第7条 運航管理補助者は、船舶の着岸時刻5分前になったときは着岸準備を行い、着岸に際しては迅速、確実に網取作業を実施する。

2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第8条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、歩み板の保安に十分留意する。

(下船準備作業並びに旅客の下船)

第9条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨運航管理補助者及び船内作業員に合図する。

2 船内作業員は、運航管理補助者と協力して歩み板を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し、船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ち旅客に対して次の事項を掲示板等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は、乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第11条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
 - (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
 - (3) 非常の際の避難要領 (非常信号、避難経路等)
 - (4) 病気等、盗難等が発生した場合の乗客員への通報
 - (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと
- 2 前項(2号)の事項は、放送等(ビデオ放送その他の方法を含む。)により周知しなければならない。

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第12条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させること。
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象・水象・海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

事 故 処 理 基 準

美浜町

目 次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 事故発生時の通報
- 第 3 章 事故の処理等
- 第 4 章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、本町が所有する船舶の三方五湖運航に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全を資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは本町の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び第2項の事態(以下「インシデント」という。)

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の水難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害

2 この基準において、「インシデント」とは、旅客の輸送に従事する船舶における前項の事象に至るおそれのある次に掲げる事態をいう。

- (1) 機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等の故障により通常の運航が阻害された事態
- (2) 機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等からの油漏れ
- (3) 反転、避難、錨泊を行うに至った事態
- (4) 航行中において、岸壁又は他の船舶等との衝突を回避するため、乗組員が緊急の操作を行った事態
- (5) 離着岸作業中の係船策の破断
- (6) その他の前項の事象に至る恐れがあると認められる事態
- (7) 前号に掲げるもののほか、所轄地方運輸局が特に必要と認めて報告を指示したもの

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故発生時の通報

(非常連絡)

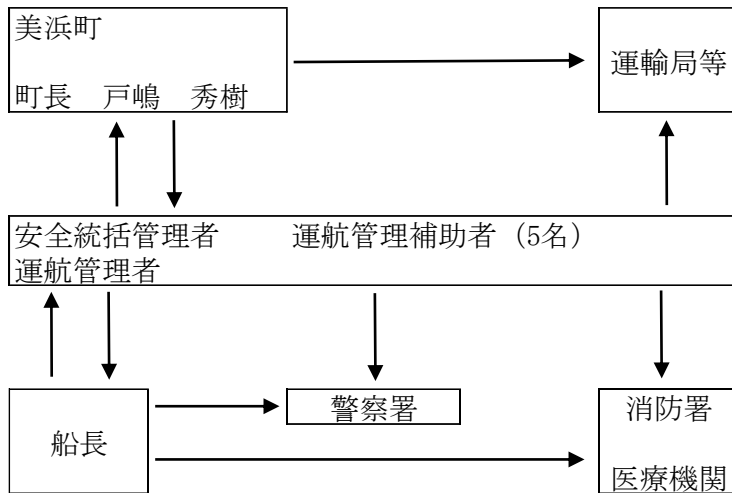
第4条 船長は、事故の状況を、運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより、次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2 船長の関係警察署等への連絡は、初動時は「110番」による。以後、別表の「官公署連絡表」により最寄りの関係警察官公署等に行うものとする。

3 運航管理者は、事故が発生したときは速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話(FAXを含む)又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めたうえ、後日資料化するものとするが、同種事案が発生する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙等)を船舶及び事務所に備え置くものとする。

4 非常連絡は、原則として次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び関係警察署を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

非常連絡表



(非常連絡事項)

第5条 事故が発生した場合は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ①船名
- ②日時
- ③場所
- ④事故等の種類
- ⑤死傷者の有無
- ⑥救助の要否
- ⑦当時の気象・水象・海象

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	①衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ②船体、機器の損傷状況 ③浸水の有無（ある時はd項） ④流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置） ⑤自力航行の可否 ⑥相手船の船種、船名、総トン数、(用) 船主、船長名（できれば住所、連絡先） ー 船舶衝突の場合 ⑦相手先の状況（船体の損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）
b	乗揚げ	①乗揚げの状況（乗揚げ時の針路・速力・海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ②船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③潮汐の状況、船体に及ぼす風潮、波浪の影響 ④船体・機器の損傷状況 ⑤浸水の有無（あるときはd項） ⑥離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）

c	火災	①出火場所及び火災の状況 ②出火原因 ③船体・機器の損傷状況 ④消火作業の状況 ⑤消火の見通し
d	浸水	①浸水箇所及び浸水の原因 ②浸水量及びその増減の程度 ③船体・機器の損傷状況 ④浸水防止作業の状況 ⑤船体に及ぼす風浪の影響 ⑥浸水防止の見通し ⑦流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
e	強盗、殺人傷害暴行等の不法行為	①事件の種類 ②事件発生の端緒及び経緯 ③被害者の氏名、被害状況 ④被害者の人数、氏名 ⑤被害者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥措置状況
f	人身事故の場合（行方不明を除く。）	①事故の発生状況 ②死傷者数又は疾病者数 ③発生原因 ④負傷又は疾病の程度 ⑤応急手当の状況 ⑥緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	①行方不明が判明した日時及び場所 ②行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③行方不明者の氏名等 ④行方不明者の遺留品等
h	その他の事故の場合	①事故の状況 ②事故の原因 ③措置状況
i	インシデント	①インシデントの状況 ②インシデントの原因 ③措置状況

第3章 事故の処理等

（船長がとるべき措置）

第6条 事故が発生したときは、人命の安全、船体、貨物の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

（1）水難の場合

- ①損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ②人身事故に対する早急な救護
- ③連絡方法の確立
- ④旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

（2）不法事件の場合

- ①被害者に対する早急な救護
- ②不法行為者の隔離又は監視
- ③連絡方法の確立

- ④旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、着岸連絡等の船舶からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに着岸が異常に遅延している場合、遅延なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係警察署等に連絡するとともに、第4条(非常連絡)に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故発生を知ったときは又は船舶の動静が把握できないとき、運航管理者がとるべき必要な処置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 関係警察署等への連絡
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船者の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理にあたっての、組織、職務は次のとおりとする。

事故処理組織表

氏名	職務
経営の責任者 戸嶋 秀樹	総指揮
安全統括管理者 運航管理者 浅妻 洋	総指揮補佐又は総指揮
運航管理補助者 旅客対策 木子 光博	総指揮補佐 旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客の旅客処理その他旅客対策に関すること。
運航管理補助者 救難対策 浜川 幸夫	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救護に必要な事項に関すること。
運航管理補助者 庶務対策 内藤 貴夫 寺田武志	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応対(発表を除く。) 救援関係物資の調達・補給その他庶務に関すること。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請するものとし、不在の場合は別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。船長から連絡を受けた経営の責任者は措置を援助し、又は当該措置を引き継ぐものとする。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後、関係警察署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所、物品の

保存に努めなければならない。

第4章 雑則

(運航管理者の指揮)

第11条 運航管理者の行うべき事項は、運航管理者の指揮監督のもと運航管理補助者が行うことができる。

別 表

官公署連絡表及び医療機関連絡表

名称		住所	電話番号
運輸局	中部運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官	名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋市合同庁舎 一号館	052-952-8012
	中部運輸局 福井運輸支局敦賀庁舎 運航労務監理官	敦賀市港町 7-15	0770-22-0003
消防署	美浜消防署	美浜町興道寺 10-43	0770-32-1190
	敦賀消防署	敦賀市中央町 2-1-1	0770-20-0119
警察署	敦賀警察署 早瀬駐在所	美浜町早瀬 24-5	0770-32-0344
	敦賀警察署 美浜交番	美浜町河原市 18-3-1	0770-32-0034
	敦賀警察署	敦賀市木崎 12-18-1	0770-25-0110
医療機関	敦賀病院	敦賀市三島町 1-8-1	0770-22-3611
	浅妻内科	美浜町大藪 42-33	0770-32-3355
	美浜町東部診療所	美浜町山上 1-8-1	0770-37-2911
	レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9	0770-45-1131
役場	美浜町観光誘客課	美浜町郷市 11-8-7	0770-32-6705

連絡手段及び連絡方法

事務所の電話又は船長所有の携帯電話で関係官公署等に連絡を行う。